

# 保険医療指導監査部門の充実強化

保険局医療指導管理官 向本時夫

## 提 案 内 容

権限の相違はあるものの、悪を正し刑罰（行政上の措置）を課す点においては共通点があることから、犯罪（詐欺罪）に対するプロである警察庁や警視庁（捜査第二課＝知能犯、詐欺、横領担当）からの出向者の受け入れ。

## 提案に当たっての考え方

犯罪捜査のプロを組織に受け入れることにより、組織の活性化を図るとともに、職員の資質の向上を図る。

## 実施された場合の効果

### 1. 関係者に対する抑止力

犯罪（詐欺罪）に対するプロである警察庁や警視庁からの職員が指導監査部門に設置されていることにより、必要に応じ刑事法に移行する場合があるといったような、牽制効果が期待できる。

※ 健康保険法等においては、調査・指導・監査権限は犯罪捜査のために認められたものではないとされているので警察権限への移行に当たっては慎重な対応が必要。

## 2. 職員の活性化及び資質の向上

指導監査については、刑事事件と異なり強制捜査権はないが、事実を聴取し処分するといった点では共通であり、取り調べのプロを組織に入れることにより、手法等のレベルの向上が期待できる。

## 3. 告発に当たっての円滑化

監査拒否や低額返還の事案については、現場において、告発を行っても難局に陥るケースが存在するが、警察庁や警視庁からの出向者が当方の業務を理解することにより円滑な対応が期待できる。

## 4. 監査案件の期間短縮

プロの取り調べ手法等を学ぶことにより、的を得た取り調べとなり処理期間の短縮が期待できる。

### 実施に必要な経費等

警察庁や警視庁にとってもメリットがあると思われることから、給与については、出向元負担とすれば、旅費、超過勤務手当の対応のみであり、現行予算範囲で可能と考える。

### 整理すべき点

出向者の受け入れに当たっての、所要経費（人件費、旅費等）の取扱い

※ 考え方として、人事交流、一方的出向者の受け入れが考えられる。

# 対医療機関等に対する指導監査部門の統合等

保険局医療指導管理官

向本時夫

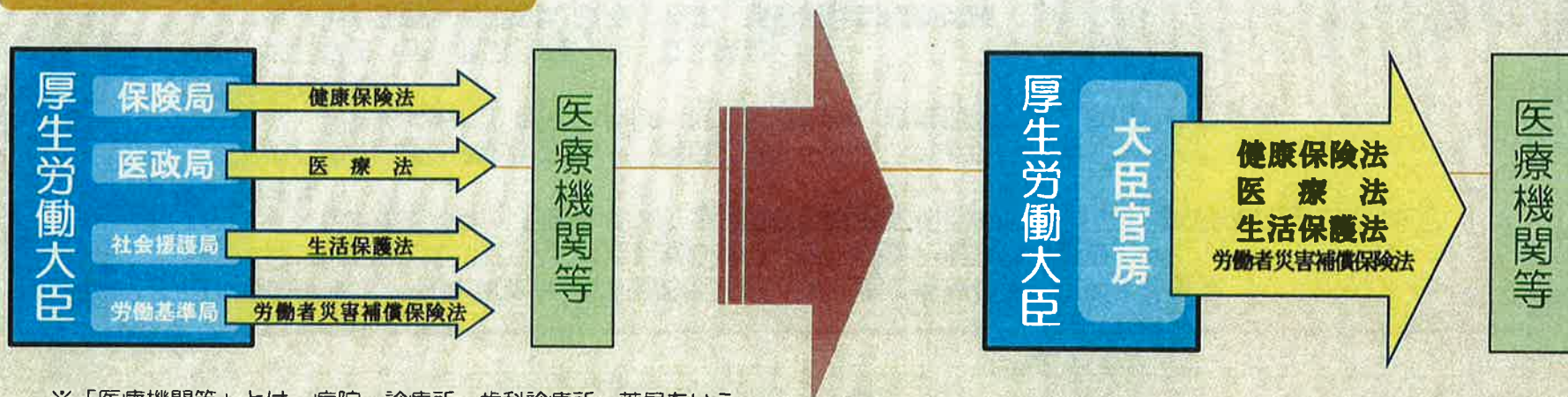
## 提案内容

1. 給付の適正化等を目的として各制度ごとに実施している対医療機関等に対するの調査・指導・監督（監査）について、組織を統合し一体的実施を図る。
2. 統合した組織は、政策部門とは切り離し大臣官房に設置。

## 提案に当たっての考え方

1. 国民的目線 → 効率化（重複業務の排除）、厳格な監視の目
2. 効果的な実施 → 同時実施による言い逃れ等の排除
3. 対医療機関対応のためのプロ集団の養成
4. 第三者的立場の法の番人的役割の必要性及び重要性

## 現行と提案内容比較



※ 「医療機関等」とは、病院、診療所、歯科診療所、薬局をいう。

※ 健康保険法には、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律を含む。

- 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律  
厚生労働省及び地方厚生（支）局が実施 → 調査、指導及び監査  
※ 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律に係るものについては、都道府県知事も共同実施
- 医療法  
地方厚生（支）局が実施 → 医療監視  
※ 特定機能病院に限る。他は、都道府県知事、政令指定市長、特別区長が実施
- 生活保護法  
地方厚生（支）局が実施 → 立入検査  
※ 国が指定した病院に限る。他は、都道府県知事が実施
- 労働者災害補償法  
地方労働局が実施 → 労災認定に関する立入検査

## 実施された場合の効果

1. 各制度における調査・指導・監督（監査）の充実強化
2. 対応件数の増加
3. 行政サイド、医療機関サイド双方における効率化
4. 政策部門への現場からの提言による、実態に即した法整備の実現

## 実施に必要な経費等

1. 同一機関にそれぞれの制度が実施していたものを、集約実施とすることから、経費等は原則縮減されると考える。しかし、特に保険医療指導監査部門は、本来目標とされた件数を実施できていないこと、また、集約実施とした場合保険指導監査部門への負荷が考えられることから、同部門の充実強化を図る必要がある。
2. 定員及び経費については、シーリングの範囲内において従来ベースの増要求を行う。

## 整理すべき点

1. 医療法の医療監視は、特定機能病院以外は都道府県知事等の実施となっていることから、その分野を厚生労働省が実施する場合は法整備が必要。但し、共同実施との形態をとれば実施は可能と考える。この場合、同時実施ではあるものの指導等はそれぞれが実施することとなる。
2. 生活保護法の立入検査は、国が指定した病院以外は都道府県知事等の実施となっていることから、その分野を厚生労働省が実施する場合は法整備が必要。但し、共同実施との形態をとれば実施は可能と考える。この場合、同時実施ではあるものの指導等はそれぞれが実施することとなる。
3. 組織定員の見直し